

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は、砺波^{となみ}平野や射水^{いみず}平野といった穀倉地帯、庄川^{しょうがわ}や小矢部川^{おやべがわ}などの河川、二上山^{ふたがみやま}丘陵や西山^{にしやま}丘陵などの自然に恵まれ、古くから人の営みがあった地である。その歴史は、旧石器時代まで遡るものであり、市内の各地には各時代の歴史と人々の営みを物語る有形・無形の様々な文化財が残されている。これらの文化財は、市民に郷土の歴史と文化の片鱗を伝える財産として、自己のアイデンティティの確立や人々の連帯感の共有に大きな役割を果たしてきた。

一方で、少子高齢化や世代交代、生活様式の変化などにより、昨今では文化財はもとより、文化財を育み、継承してきた人々の知恵やものづくりの技も次第に失われつつある。

本市では、歴史文化のまちづくりを推進するために、平成23年（2011）3月に高岡市歴史文化基本構想を策定し、歴史文化に育まれてきたまちの魅力を再認識し、本市の歴史を物語る文化財を積極的に保存・活用し、まちの発展に有用な資産として活かしていくことを目指し、取組を進めている。

さらに、平成31年（2019）4月1日には、地域における文化財の保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため文化財保護法が改正されたことから、文化財の活用について促されているところである。

今後も、文化財保護法や高岡市文化財保護に関する条例等の関係法令を遵守しつつ、文化庁や富山県、高岡市文化財審議会、有識者等と協力を図り、官民との協働のもと、高岡市歴史文化基本構想の理念に基づいた歴史文化のまちづくりを推進していく。加えて、県、市指定文化財や登録有形文化財の建造物等のうち歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて、歴史的風致形成建造物として指定し、保全を図る。

また、市内には、多くの地域資料が残されていると想定されるが、それらは個人所蔵が多く、把握されていない状況である。特に、古文書は歴史的風致を形成する上で非常に貴重な文化財である。これら地域資料は過去の人々の生活を如実に表すものであり、高岡という都市が受け継ぐゲノムである。高岡市立博物館では、「資料寄贈のお願い」を配布し収集しているところであり、継続して地域資料の保存・収集に努めるよう関係機関と調整を図る。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理・修復においては、対象物の価値の損失を最小限に抑えることが重要である。そのためには文化財の本質的価値をよく理解し、確実に文化財を後世に

継承できるよう、適切な保存手法と修復技術を施していく。

文化財の修復に用いる技術や材料、構造形式等の選択については、文化財の本質的価値をよく検討した上で決定し、類似する文化財との比較検討も必要に応じて行っていく。なお、既に修理・修復工事が行われた文化財についても、調査研究によってより望ましい修理・修復の手法が見出される場合もあることから、構造形式や材料についての再検証や適切な工法の再検討を行っていく。また、使用材料が価値を構成する要素の1つとなる場合があるため、希少性の高いものや入手の困難な材料の確保に努める。

指定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や富山県文化財保護条例及び高岡市文化財保護に関する条例に基づき適切に行うとともに、今後も関係機関と連携しながら、適切な文化財の修理を行うものとする。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、高岡市立博物館、高岡市美術館、高岡市万葉歴史館、高岡市福岡歴史民俗資料館、高岡市埋蔵文化財センターなどの収集や保存、展示等を行う施設がある。こうした施設では、年間を通して展示や企画展が催され、なかには講座や体験が実施できる施設もある。今後もこれらの歴史・文化施設の振興を図るとともに、観光や文化事業の拠点施設としての位置付けと機能を強化する。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財をとりまく周辺環境は、文化財の価値や魅力に影響する重要な要素である。それらが損なわれることのないよう、景観法、都市計画法及び市条例等に基づき、屋外広告物の適正化や伝統的な形式を持つ建造物等の規制・誘導による保全を図るとともに、道路の美装化や街路灯の整備などといった周辺環境の整備を推進する。

（5）文化財の防災に関する方針

火災や地震等の災害による文化財の損失は、予防や訓練等、防災対策を徹底することで被害を生み出さないこと、最小限に抑えることに努める。このためには、関係者による防災訓練を定期的実施することや、防災設備の設置、耐震補強等の推進が求められる。また、近年、文化財の盗難・損壊事件が全国的に発生していることを踏まえ、文化財の損失を予防するための防犯対策を徹底していく。

（6）文化財の普及・啓発に関する方針

本市の魅力を国内外に発信できるよう、本市固有の祭礼行事などの機会に合わせた情報発信の充実を図る。また、公共施設等の観光情報の拠点ブースを充実させ、本市の文化財や魅力ある風景、ものづくりに関する情報等を集約し発信できるよう

関係機関と連携を図るとともに、歴史と伝統を反映した工芸技術や祭礼行事・民俗芸能の後継者不足等に対する助成支援等を通して文化財の普及・啓発に努める。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

市内には多くの遺跡がある。これらは地域の歴史を語る貴重な文化財の一つであり、本市では「埋蔵文化財包蔵地」を定めている。包蔵地内で行われる土木工事等は、文化財保護法に基づき、富山県教育委員会の指導と助言も得ながら、工事の規模や内容に応じた記録保存や行政指導を行う。

（8）文化財の保護の体制と今後の方針

本市は、文化財の保護に関する事務について、教育委員会に文化財保護活用課を置き、その行政を行っている。現在、文化財保護活用課に配している職員のうち、4名は専門職員（建築技師2名、発掘調査員2名）である。しかし、現在市内には、文化財保護法に分類される全類型の文化財が多数分布しており、今後は担当職員のさらなる体制整備が必要である。

高岡市文化財保護に関する条例に基づき、教育委員会の付属機関として高岡市文化財審議会を設置している。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究に当たり、その保存、指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的事項に関し必要と認める事項を建議する。第2期計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めている。

審議会は12名で構成されており、建造物1名、金工1名、絵画1名、書跡1名、民俗1名、植物1名、歴史1名、美術史1名、美術鑄造1名、考古1名、史跡1名、漆工1名の有識者からなる。

（9）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、文化財の保存・活用を目的とする団体や、観光ボランティアなどの市民団体が活動を行っているが、これらの団体の多くは高齢化や後継者不足、財政基盤の弱さなどの課題を抱えている。また、急激な社会情勢の変化等による地域固有の祭礼・年中行事等への影響が計り知れない場合があり、文化財の保存活用計画の策定などを通して人材の育成や今後の行事の体制整備の推進を図るとともに、市民全体がそれらの活動を後押しできる枠組みづくりを展開する必要がある。

主な市民団体一覧（令和2年（2020）4月現在）

団体名	活動の目的・内容
高岡御車山保存会	高岡御車山の維持、祭事の運営、山車の保存など
土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会	町並みの保存・活用、高岡市土蔵造りのまち資料館の指定管理など
土蔵造り町並み消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
菅野家住宅保存協議会	重要文化財菅野家住宅の保存・活用など
国宝瑞龍寺保存会	瑞龍寺の文化財の保存・活用など
寺のある町連絡協議会	瑞龍寺や瑞龍寺賛歌を通しての寺町の活性化など
瑞龍寺自衛消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
金屋町まちづくり協議会	町並みの保存・活用など
金屋町自衛消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
あいの風	観光ボランティア
保与の会	観光ボランティア
町なみを考える藤グループ	観光ボランティア
やまたちばな	観光ボランティア
さくらの会	観光ボランティア
福岡くらしっく街道の会	町並みの保存・活用など
公益財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団	勝興寺の文化財の保存・活用など
勝興寺文化財保存会	勝興寺の文化財の保存・活用など
勝興寺まちづくり協議会	勝興寺を活かしたまちづくりの推進など
勝興寺消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
伏木曳山保存会	伏木曳山の維持、祭事の運営など
伏木観光推進センター	伏木地区の観光の推進など
吉久まちづくり推進協議会	町並みの保存・活用など
比奈の会	観光ボランティア
越中福岡の菅笠製作技術保存会	越中福岡の菅笠製作技術の保護など
池の端通り景観形成推進協議会	優れた景観の形成を図ることを目的として活動している市民団体
坂下町通り景観形成委員会	優れた景観の形成を図ることを目的として活動している市民団体
氣多神社消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
武田家自衛消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
EGG（English Guide Group）	観光ボランティア

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

文化財の保存活用計画は、建造物では「佐伯家住宅保存活用計画」（重点区域外）、「勝興寺重要文化財建造物等保存活用計画」を策定しており、重要伝統的建造物群保存地区では「山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画」、「金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」、「吉久伝統的建造物群保存活用計画」を策定している。また、史跡では「国指定史跡 加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）保存管理計画」、「国指定史跡 高岡城跡保存活用計画」を策定している。これらに基づき、保存や活用に関する具体的な整備の実施については、専門家や関係機関に意見を聞きながら計画的に進めていくものとしている。なお、整備を進める上で加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）と高岡城跡は整備基本計画を策定している。

その他の文化財については、文化財保護法や富山県文化財保護条例及び高岡市文化財保護に関する条例に基づき適切に保存・活用を行うとともに、適切な文化財の保存・活用を図るために個別の保存活用計画の策定が必要である場合には、専門家や関係機関と緊密に連携しながら取組を進める。未指定の文化財については種類や緊急度など多種多様な現状にあるため、個別の保存活用計画の策定を通して保存・活用を図る以上に、文化財保存活用地域計画の策定を通して保存・活用の方針等を明らかにしていく。具体的には、有形の文化財については、日常的な管理（草刈り、清掃等）の体制づくり、無形の文化財については技術的交流の機会や発表の場を設けた技術の研鑽の機会の醸成などがあり、それぞれの地域の人々の手によって守り育む内容が必要である。

文化財の保存・活用のためには、文化財を支える保存技術も後世に伝えていく必要があり、事業を通して専門的な人材の育成を引き続き図っていく。特に、重要無形民俗文化財である高岡御車山祭の御車山行事及び越中福岡の菅笠製作技術については、後継者自身の高齢化という場合も含めて伝承が断絶することの無いよう、協働のもとで後継者の育成に努める。

【対象事業】

- 1 高岡御車山保存修理事業
- 2 菅笠保全対策事業
- 3 次世代型ものづくり人材育成事業
- 4 創業・事業承継支援補助事業
- 5 文化財等修理補助事業
- 6 ものづくり・デザイン科推進事業
- 8 コミュニティ助成事業
- 9 前田利長墓所整備事業

- 11 かなやいもじまち 金屋鋳物師町交流館整備事業
- 12 たかおかじょうあと 高岡城跡保存整備事業
- 13 しょうこうじ 勝興寺公開活用事業
- 14 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業
- 19 「赤レンガ建物」利活用事業
- 20 前田家関連史跡調査事業
- 22 獅子舞大競演会開催事業
- 29 越中国府関連遺跡調査事業

（2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

登録有形文化財（建造物）及び未指定建造物のうち歴史的風致の維持に資するものである場合（第7章参照）、歴史的風致形成建造物に指定したうえ、保存修理や美装化等に要する費用に対する各種補助制度を積極的に活用する。

【対象事業】

- 10 市内町家等再生事業

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

歴史的風致形成建造物に指定した施設に対し、公開活用を図るとともに、ガイドンス等の情報発信の機会を提供するよう取組を進める。

【対象事業】

- 24 「高岡再発見」プログラム事業
- 30 ストリート整備事業

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

①良好な景観形成を目指した関連施策との連携

文化財の周辺環境は、必要に応じて、高さ規制の見直しや屋外広告物の規制の拡大、文化財の価値の文脈に基づく保全眺望点のあり方について検討を進めるとともに、住民の景観に対する意識の醸成を図りながら、景観法、都市計画法及び市条例等と連動し、良好な景観の形成に努める。

②文化財を活かした周辺整備

文化財の価値を際立たせ地域の魅力として発信していくため、文化財を活かした周辺環境の整備を行う。高岡らしい風情や情緒を楽しみながら散策できるまちづくりを行うため、平成24年（2012）3月に「たかおかストリート構想」を、平成28

年（2016）2月には「伏木地区^{ふしき}ストリート構想」を策定しており、今後も取組を進めていく。

③デザインの質の向上

文化財に関する整備事業の実施にあたり、公共施設のデザインの質の向上に努める。また、文化財の案内板等について、市域全体に統一的なデザインを採用することで、歴史的風致の維持及び向上に資するため、平成25年（2013）3月に高岡市新サイン計画を策定しており、その計画に基づき必要に応じて整備を進める。

【対象事業】

- 15 県道岡笹川線^{おかささかわ}道路整備事業
- 16 勝興寺寺内町^{しょうこうじ じないちょう}道路修景整備事業
- 17 吉久地区道路修景整備事業
- 18 町並み保存・都市景観形成補助事業
- 30 ストリート整備事業
- 32. 伏木地区歴史的建造物群活用事業

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

火災や地震等の災害による文化財の損失は、予防や訓練等、防災対策を徹底することで被害を生み出さないこと、最小限に抑えることに努める。このためには、消防法で義務化されている自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図る。また、文化財の現状に鑑み、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針設備等の防災設備について、その文化財の性質に応じた設置等を推進する。火災被害の危険軽減を図るとともに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を定期的実施する。さらに、近年、文化財の盗難・損壊事件が発生していることから、防犯対策を取り入れる。

【対象事業】

- 14 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業

（6）文化財の普及・啓発に関する具体的な計画

公開による普及啓発や特色ある本市固有の祭礼行事等の機会に合わせたガイドランスなどを通して観光事業への積極的な活用を図るとともに、専門家や関係機関の意見を聞きながら、文化財の保存を前提とし生きた歴史を体験できるプログラムの構築を図る。

また、学校における郷土学習の時間等を利用して、地域の歴史や自然環境、文化

財、景観等について、幅広い視点で学ぶ機会を創出する。さらに、地元のものづくりを伝える技術者との交流や、祭礼行事等への参加を通じて、まちへの関心や愛着を豊かに育んでいくことを目指すとともに、あらゆる世代の市民に対し、文化財に関する様々なテーマを生涯学習の場で市民が気軽に学べる機会を提供する。

【対象事業】

- 7 祭行事・イベント振興事業
- 21 ミラレ^{かなやまち}金屋町開催事業
- 22 獅子舞大競演会開催事業
- 23 土蔵造りのある山町筋^{やまちょうすじ}イベント助成事業
- 24 「高岡再発見」プログラム事業
- 25 新たな芸術・文化創造推進事業
- 26 日本遺産魅力発信推進事業
- 27 「高岡の歴史文化に親しむ日」に関する作品募集事業
- 28 万葉歴史館展示室魅力向上事業
- 30 ストリート整備事業
- 32 伏木地区歴史的建造物群活用事業

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

埋蔵文化財包蔵地内における発掘調査の記録を報告書として刊行し、記録保存を行うとともに、調査成果や出土品等を高岡市埋蔵文化財センターで公開する。

【対象事業】

- 9 前田利長墓所^{まえだとしながぼしよ}整備事業
- 12 高岡城跡^{たかおかじょうあと}保存整備事業
- 20 前田家関連史跡調査事業
- 29 越中国府関連遺跡調査事業

（8）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

①市民参加の拡大と活動支援の充実

文化財の保存・活用において、官民の連携は重要な課題である。特に、未指定文化財については、市民が主体となってその保存と管理にあたっていくことが望ましい。行政は、調査・研究の発表や、市内の文化財の今後のあり方についての勉強会、シンポジウム等を通して、市民の意見や発想を確認し、文化財の保存・活用の場を取り入れていくことが求められる。また、市民による観光ガイドや清掃活動等、ボランティア活動の輪が広がるような仕組み作りを進めていくとともに、市民有志や文化財の保存団体による、文化財の保存活用に関わる取組を支援するため、専門家の派遣、支援制度の充実を図る。

②関連文化財運営協議会の設置

関連文化財群については、市民や専門家、行政の協働による検討の場が設置されることが望ましい。一定の空間や地域に限らず、市域全体に広がりをもたせる関連文化財群の特性を踏まえ、文化財を介した地域活動の相互交流を活発化していくことが期待される。

【対象事業】

- 21 ミラレ^{かな やまち}金屋町開催事業
- 22 獅子舞大競演会開催事業
- 23 土蔵造りのある山^{やまちょうすじ}町筋イベント助成事業
- 25 新たな芸術・文化創造推進事業
- 26 日本遺産魅力発信推進事業